

## 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい(売りたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、  
農業をやってみたい方 まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については、条件を満たすことにより、農地バンク（佐賀県農業公社）を通して行う方法もあります。

詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

### ○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、  
次のすべてを満たす必要があります。

- ・権利を取得する者（借り手や買い手）またはその世帯員等が保有している農地、今回の申請農地も含むすべての農地を効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・権利を取得する者またはその世帯員等が耕作に必要な農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ・法人の場合は、農地所有適格化法人の要件を満たすこと（農地所有適格化人要件）

※令和5年4月1日より農地法の下限面積要件がなくなりました。

## ○ 農地法第3条申請による許可までの流れ

・太良町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を40日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

<p>申請についての相談</p>	<p>※農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。[TEL:0954-67-0316]</p>
<p>必要書類の入手</p>	<p>※別添の必要書類一覧表をご参照ください。なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。</p>
<p>申請書の記入</p>	<p>※申請内容に応じて申請書(農業委員会にあります。)をご記入いただきます。          なお、記入に当たっては別添の記入マニュアルをご参照ください。</p>
<p>申請書提出前の再確認</p>	<p>※記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。          申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。</p>
<p>申請書の提出/受付          (毎月16日~20日頃が締切)          ※毎月変動しますので詳しくは事務局におたずねください。</p>	<p>※ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。          ※申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。          ※申請内容等を確認した後、提出となります。</p>
<p>申請内容の審査</p>	<p>※担当農業委員等による現地調査等が総会までに行われますので、内容確認、立会等、時間を取っていただきますようお願いいたします。</p>
<p>農業委員会総会          (毎月1日頃開催)</p>	<p>※農業委員会総会で許可・不許可についての太良町農業委員会として意思決定を行います。</p>
<p>許可書の交付</p>	<p>※許可後、郵便等で連絡しますので、ご足労ですが、農業委員会事務局までお越しくください。その際、認印を持参してください。</p>